

# アメリカ合衆国における制限的不動産 約款の廃止

——1948年「シェリー対クレーマー」判決の影響

武井 寛

---

はじめに

- 1 ゾーニングと人種
- 2 制限的不動産約款をめぐる攻防
- 3 「シェリー対クレーマー」判決とその後の人種関係  
おわりに

はじめに

1944年に刊行されたスウェーデン出身の経済学者グンナー・ミュルダール (Gunnar Myrdal) による『アメリカのジレンマ』は、この時期のアメリカ合衆国 (以下アメリカと略記) の人種問題の深刻さを世に知らしめたものであった。ニューヨークに拠点を置くカーネギー財団は、1937年にアメリカにおける「黒人問題」を調査することを決定し、これをミュルダールに依頼した。カーネギー財団に「黒人問題」の深刻さを訴え、大々的な調査を行うように提案したのが、同財団の理事会メンバーであるニュートン・ベイカー (Newton Baker) であった。オハイオ州で弁護士として活躍していたベイカーは、アメリカにおける人種問題は時限爆弾のようなもので、いつ黒人の不満が爆発してもおかしくないと捉えていた。カーネギー財団の代表フレデリック・ケッペル (Frederick Keppel) は、ベイカーの提案を慎重に検討し、挑戦的なテーマとなる「黒人問題」の調査を行う決断を下した<sup>(1)</sup>。

ミュルダールの『アメリカのジレンマ』は、当時のアメリカ人の人種問題に対する認識に多大な影響を与えた。4年以上にわたる調査を経て出版された本書の特徴の一つが、アメリカの人種問題の根幹は白人の問題であると捉えたことにある。この時期に人種の問題を語る際には、黒人の生活状況が考察されることが多かった。しかし、本書は民主主義の理想と拡大する人種主義的な制度の現実という矛盾を、白人の問題として検討した。1,400頁を超える大著となった同書は、1975年ま

---

(1) Richard H. Sander, Yana A. Kucheva, and Jonathan M. Zasloff, *Moving toward Integration: The Past and Future of Fair Housing* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 2018), 67.

で10万部以上売り上げ、当時いかに多くの人々に注目されていたかが理解できる。ミュルダールは本書の中で教育、警察、司法制度、そして社会的不平等など多岐にわたるテーマを考察しているが、この中でもミュルダールは居住空間の人種隔離についても調査している<sup>(2)</sup>。そして、その具体的な例として制限的不動産約款 (restrictive covenants) の弊害についても考察しているのである。制限的不動産約款とは、入居者の人種・民族的同質性の維持、そして不動産価値の保全を目的とした、不動産業者と入居者の間で交わされる排他的な私的約款のことである<sup>(3)</sup>。1940年代において、制限的不動産約款は住宅における人種差別として看過できない問題と捉えられていた。

本論文では20世紀前半のアメリカにおいて、人種的マイノリティの居住空間を規制する方法の一つとして用いられていた、制限的不動産約款がいかなる過程を経て廃止に至ったのかを考察することを目的とする。19世紀末に始まったゾーニングは黒人を「好ましくない人物」と分類し、黒人排除のツールとなっていたが、人種を理由にしたゾーニングは1917年に禁止された。1920年代以降、白人が多数を占めるコミュニティで人種の同質性を保つためには、時には脅迫や近隣住人による物理的な暴力を振るわれることもあったが、多くの場合に制限的不動産約款が用いられるようになった。しかし、この制限的不動産約款も1948年の「シェリー対クレマー (Shelley v. Kraemer)」判決によって廃止された。1930年代以降、連邦住宅局 (Federal Housing Administration, 以下FHAと略記)、不動産業者、住宅所有者協会、全米黒人地位向上協会 (National Association for the Advancement of Colored People, 以下NAACPと略記) といった様々な団体が、制限的不動産約款の是非をめぐる争っていた。本論文では、20世紀前半のアメリカにおける住宅の人種排除の実態を、住宅の人種隔離が盛んに行われたシカゴに注目しながら明らかにする。

制限的不動産約款に関連する先行研究は、大きく分けて二つに分類される。一つは法制史の分野である。人種と住宅に関わる最高裁判所の判決や制度に注目したクレメント・ヴォースは、NAACPの弁護士たちが人種差別的な住宅政策に対していかに立ち向かったかを考察している。これに対して近年は、マイケル・J・クラーマンのように、最高裁判所の判決や公民権法が黒人の社会的な向上に必ずしも貢献してこなかったという立場も注目されている。また、リサ・ゴルボフは1940年代から1950年代の公民権とはブラウン判決への道のりではなく、労働者の権利や経済的な権利との戦いだったと主張し、司法と公民権の意味することの関係を問い直している。さらにケネス・W・マックは、プレッシー判決からブラウン判決へという決まった流れではなく、その間の過小評価されてきた法廷闘争や黒人弁護士の活動を掘り起こそうとする。これらの研究では、公民権と司法の関連に注目する中で、制限的不動産約款や住宅問題を考察している。ジェフリー・ゴンドラは「シェリー対クレマー」判決に注目しつつ、社会正義における法の役割について検討してい

---

(2) Gunnar Myrdal, *An American Dilemma: The Negro Problem and Modern Democracy* (New York: Harper and Row, 1944).

(3) Arnold Hirsch, "Restrictive Covenants," in *The Encyclopedia of Chicago*, eds. James Grossman, Ann Durkin Keating, and Jan Reiff (Chicago: University of Chicago Press, 2004), 702-703.

る<sup>(4)</sup>。

二つ目は、社会運動やコミュニティにおける人種と住宅の関係に注目する都市社会史研究である。ウェンディ・プロトキンは不動産業者と白人コミュニティ団体が連帯して、人種差別的な制限的不動産約款を作り上げていく過程を検証している。排除する側に注目するプロトキンに対して、プレストン・スミスはシカゴの黒人エリートに注目し、住宅政策に対する意見の対立や自分たちの利益を優先する保守的な人種政治など、黒人社会内部の階級差に重点を置いて考察している<sup>(5)</sup>。

以上のような先行研究を踏まえた上で、本論文では法制史の最近の研究成果を意識しつつも、主に二番目の流れに沿いながら住宅の人種隔離が盛んに行われたシカゴに注目し、制限的不動産約款の撤廃と公民権運動の関係を検討したい。制限的不動産約款をめぐるのは、不動産業者、住宅所有者協会、FHA、NAACPといった様々な団体が関係していた。住宅差別撤廃に向けた動きは一筋縄にはいかず、多くの困難を伴いながら展開されていた。本論文では、各団体の活動に注目して「シェリー対クレマー」判決に至った経緯を検証する。そして同判決がその後の黒人の社会生活にいかなる影響を与えたのか検討する。そうすることで、本論文は20世紀前半のアメリカにおける住宅の人種的排除の技法を明らかにしたい。

## 1 ソーニングと人種

20世紀のアメリカにおける黒人の住宅環境は、人種を理由に入居を制限する様々な規制との格闘の連続であった。黒人の「大移動」によって黒人人口が急増したことで、北部都市では1910年代後半以降に白人居住区への黒人の流入を防ぐために、黒人の居住区を制限する動きが活発になっていた。土地利用の制度化や統治を目的としたゾーニングは、1899年にワシントンDCで建物の高さを規定したことから始まった。ゾーニング法として全国的に最も早いものは、1916年に高層建築物を規制する目的で施行されたニューヨーク市建築形態規制のゾーニング法（New York City Zoning Resolution）である<sup>(6)</sup>。この土地利用の制度化や統治という観点から派生して、黒人を排除しようとする人種隔離的なゾーニングが、1910年代にボルティモアやリッチモンドといった都市

(4) Clement E. Vose, *Caucasians Only: The Supreme Court, the NAACP, and the Restrictive Covenant Cases* (Berkeley: University of California Press, 1959) ; Michael J. Klarman, *From Jim Crow to Civil Rights: The Supreme Court and the Struggle for Racial Equality* (New York: Oxford University Press, 2004) ; Risa L. Goluboff, *The Lost Promise of Civil Rights* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 2010) ; Kenneth W. Mack, *Representing the Race: The Creation of the Civil Rights Lawyer* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 2014) ; Jeffrey D. Gonda, *Unjust Deeds: The Restrictive Covenant Cases and the Making of the Civil Rights Movement* (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 2015).

(5) Wendy Plotkin, “Deeds of Mistrust: Race, House, and Restrictive Covenants in Chicago, 1900-1953,” (Ph.D. diss., University of Illinois at Chicago, 1999) ; Preston H. Smith II, *Racial Democracy and Black Metropolis: Housing Policy in Postwar Chicago* (Minneapolis: University of Minnesota Press, 2012).

(6) Christopher Silver, “The Racial Origins of Zoning in American Cities,” in *Urban Planning and the African American Community: In the Shadows*, eds. June Manning Thomas and Marsha Ritzdorf (Thousand Oaks: Sage Publications, 1997), 23.

部で法令化し始め、徐々に全国各地に広がっていったのである<sup>(7)</sup>。

土地利用の制度化という考え方は、シカゴでは19世紀中頃に公衆衛生や安全性の確保という観点からも始まっていた。1871年に「シカゴ大火 (the Great Chicago Fire)」で知られる大火事の経験もあって、シカゴでは建物に基準を設けて土地の利用法を規制する動きが全国的にも早くから起きていたが、法制度に組み込まれて具体的なかたちとなって現れていくのは20世紀以降のことである。1919年人種暴動後に、シカゴでは住宅の資産価値を守るためにシカゴ・ゾーニング委員会 (Chicago Zoning Commission) がウィリアム・トンプソン (William Thompson) 市長によって創設された。本来、商業向けの土地や住宅向けの土地などの計画的な使用法を議論するのがゾーニング委員会の役割であった。しかし、1919年シカゴ人種暴動はシカゴの人種関係を悪化させ、その暴力的なイメージは明らかに同委員会に影響を与えていた。ゾーニング委員会は住宅の資産価値を守るという観点からシカゴ不動産評議会 (Chicago Real Estate Board, 以下CREBと略記) に協力を要請し、CREBが中心となって黒人を排除するためにゾーニングの原案を検討し始めた<sup>(8)</sup>。

CREBは白人と「好ましくない人物」をゾーニングによって隔離する人種隔離戦略を、1917年の春頃に真剣に検討していたが、黒人指導者はこのCREBの提案に断固反対した。CREBは黒人の自発的な隔離を期待していたが、黒人指導者との話し合いはうまくいかなかった。ただし、黒人側の反応も複雑であり、「黒人の大移動」以前からシカゴで生活していた黒人の中には、新たにやってきた南部の黒人を快く思わない者もいた<sup>(9)</sup>。1912年にサウス・サイドとウエスト・サイドの黒人居住区を調査した社会学者アルザダ・P・コムストックによると、黒人居住区は建築物の状態が悪化している上に人口が過密しているため、衛生的にも問題があると報告している<sup>(10)</sup>。こうした現状に中産階級の黒人はコミュニティ環境の改善を訴えると共に、過密の原因でもある大量に流入してくる新たな黒人に困惑していた。また、中産階級の黒人は自分たちと貧しい南部からの黒人移住者を区別せずに、劣悪な「黒人コミュニティ」と一括りに非難されることに憤りを感じていた<sup>(11)</sup>。南部の農村から来た黒人も不慣れな大都市での生活に困惑し、すぐには適用できなかった。それゆえ、黒人コミュニティに対する黒人側の見解も、長年シカゴで生活していた黒人と新しく移

---

(7) Roger L. Rice, "Residential Segregation by Law, 1910-1917," *Journal of Southern History* 34, no.2 (May 1968), 179-199; Harold I. Kahen, "Validity of Anti-Negro Restrictive Covenants: A Reconsideration of the Problem," *The University of Chicago Law Review* 12 (February 1945), 198-199.

(8) Joseph P. Schwieterman and Dana M. Caspell, *The Politics of Place: A History of Zoning in Chicago* (Chicago: Lake Claremont Press, 2006), 1-34; Jeffrey M. Hornstein, *A Nation of Realtors®: A Cultural History of the Twentieth-Century American Middle Class* (Durham: Duke University Press, 2005), 21-22, 108.

(9) Thomas Lee. Philpott, *The Slum and the Ghetto: Neighborhood Deterioration and Middle-Class Reform, Chicago, 1880-1930* (New York: Oxford University Press, 1978), 162-179, 211-213.

(10) Alzada P. Comstock, "Chicago Housing Conditions, VI: The Problem of the Negro," *American Journal of Sociology* 18, no.2 (September 1912), 241-257.

(11) Margaret Garb, *City of Dreams: A History of Home Ownership and Housing Reform in Chicago, 1871-1919* (Chicago: University of Chicago Press, 2005), 177-202; St. Clair Drake and Horace R. Cayton, *Black Metropolis: A Study of Negro Life in a Northern City*, Rev. and Enl. ed. (Chicago: University of Chicago Press, 1993), 73-76.

住してきた黒人とでは異なることが多かった<sup>(12)</sup>。

CREBの人種隔離戦略が続く中、1917年に住宅に関する重要な判決が連邦最高裁判所で下された。連邦最高裁判所は、1917年のケンタッキー州ルイズヴィルにおける「ブキャナン対ウォーリー（*Buchanan v. Warley*）」判決で、人種に基づく住宅の人種隔離は憲法修正第14条に違反するとして、ゾーニングなどの人種隔離を容認する法令は憲法違反であるという判断を全員一致で下した。この裁判はNAACPルイズヴィル支部長の黒人ウィリアム・ウォーリー（William Warley）が、白人のチャールズ・H・ブキャナン（Charles H. Buchanan）から家を購入する際に、支払いを一部しか支払わず訴えられた事件である。ウォーリーはこの裁判を通して人種差別的な法令の撤廃に挑戦したのである<sup>(13)</sup>。この判決はNAACPが取り組んできた住宅の人種隔離に関する最初の大きな勝利であった。しかし、住宅における法令などを用いた人種隔離は、この判決後に直ちに無くなることはなかった。特に南部では言葉を変え、法令化されないかたちで住宅の人種隔離は継続していた。NAACPもこの判決が住宅差別撤廃を目指した法廷闘争の一步前進と捉えつつも、人種隔離の解決にはなっていないことを理解していた<sup>(14)</sup>。

「ブキャナン対ウォーリー」判決の歴史的評価を難しくしている背景には、9年後に同判決を覆す最高裁判所の判決が下されたためである。連邦最高裁判所は、1926年にワシントンDCで争われた「コリガン対バックリー（*Corrigan v. Buckley*）」判決において、「ブキャナン対ウォーリー」判決を覆す判断を下した。家主の白人女性アイリーン・コリガン（Irene Corrigan）は、制限的不動産約款に署名した彼女の家の購入を希望する黒人ヘレン・カーティス（Helen Curtis）に売却しようとした。それに対して、自分の家も同じ約款と契約している近隣の白人男性ジョン・バックリー（John Buckley）が、黒人購入者に売却することは契約違反だとしてコリガンを訴えた。コリガンは裁判所にバックリーの訴訟取り下げの申し立てをしたが、却下された。人種に基づく制限的不動産約款などの私的な財産所有の契約や処分に対して、連邦最高裁判所は介入することができないという判断を下した<sup>(15)</sup>。つまり私的な取引に関しては、それが人種に基づいた差別的なものでも、裁判所が禁止することはできないことを意味した。この裁判は、「ブキャナン対ウォーリー」判決以降も続いていた住宅の暗黙の人種隔離に歯止めをかけることができなかったという意味で、黒人にとっては後退を意味した<sup>(16)</sup>。

ここで重要な点は、1920年代頃からシカゴでは人種的他者を規制する方法が変化したことである。これまで黒人などの「好ましくない人物」を白人居住区から排除する方法は、主にゾーニング

(12) Philpott, *The Slum and the Ghetto*, 162-165.

(13) *Buchanan v. Warley*, 245 U.S. 60 (1917); Robert E. Cushman, "Public Law in the State Courts in 1925-1926," *American Political Science Review* 20, no.3 (August 1926), 597-598.

(14) Silver, "The Racial Origins of Zoning in American Cities," 32-37; James W. Johnson, "To the Editor," November 21, 1917 in Papers of The National Association for the Advancement of Colored People, Microfilm Edition, Part 5 The Campaign against Residential Segregation, 1914-1955 (以下 Papers of the NAACP と略記), reel 4.

(15) *Corrigan v. Buckley*, 271 U.S.323 (1926); Mark V. Tushnet, *Making Civil Rights Law: Thurgood Marshall and the Supreme Court, 1936-1961* (New York: Oxford University Press, 1994), 85.

(16) Vose, *Caucasians Only*, 1-73; Philpott, *The Slum and the Ghetto*, 189.



が用いられていた。しかし、1917年に「ブキャナン対ウォーリー」判決でゾーニングが禁止されたことで、シカゴでは白人居住区を守るために、以前より法的に規制しにくい私的な契約である制限的不動産約款を用いて、黒人を排除することが主流となった。これにより、不動産業者と居住者が協力することで、彼らが居住区の人種構成を決定する主導権を握ることになったのである。

## 2 制限的不動産約款をめぐる攻防

1920年代以前、黒人の白人居住区への進出を食い止めていた方法はゾーニングだけではなかった。黒人の排除はしばしば暴力的な方法も用いられていた。黒人人口の急増と住宅不足によって、黒人居住区は拡大の一途をたどっていた。そうした状況の中で、黒人の白人居住区への進出をゾーニングだけで止められない場合は、それを阻止する手段として爆弾による建物破壊および警告などの暴力的な方法が用いられた。爆弾の使用は移転してきた黒人だけに留まらず、ビジネスを優先させて黒人の進出に関与した白人不動産業者にも行われた。シカゴ人種関係委員会（Chicago Commission on Race Relations, 以下CCRRと略記）の報告書によると、1917年7月1日から1921年3月1日にかけて、シカゴで黒人の住宅を巡って引き起こされた爆弾事件は58件にも及んだ<sup>(17)</sup>。シカゴ暴動後の1920年代は、白人居住区に移転する黒人に対する暴力が多発し始めた時代であった。

こうした爆弾などの暴力的な抵抗に加えて、白人居住区への進出を防ぐ新たな対抗策が、前述した制限的不動産約款である。制限的不動産約款は19世紀末から行われていたが、20世紀初頭に全国的に拡大した。経済学者で後に都市住宅開発省の長官を務めたロバート・C・ウィーヴァーは、この制限的不動産約款が黒人を黒人居住区に押しとどめ、住宅環境を悪化させている元凶であると強調した。ウィーヴァーは、この制限的不動産約款が積極的に利用された地域としてシカゴをあげている<sup>(18)</sup>。

1940年代のシカゴでは、制限的不動産約款が市の居住地域の80パーセント以上で結ばれていた。実際にシカゴでは、黒人居住区を囲むように制限的不動産約款が用いられており、特に黒人コミュニティが集中するサウス・サイドに集中している。こうしたサウス・サイドでの制限的不動産約款は、「コリガン対バックリー」判決から3年で40パーセントも増えたという<sup>(19)</sup>。20世紀初頭のシカゴ黒人ゲッターの形成過程をヨーロッパ移民と比較して検証したトーマス・フィルポットは、この制限的不動産約款が白人居住者にとって強力な武器となっていたと主張する<sup>(20)</sup>。CREBに加盟する不動産業者は、白人入居者が移転する際に黒人に家を売却しないという私的な契約を結ぶことで、

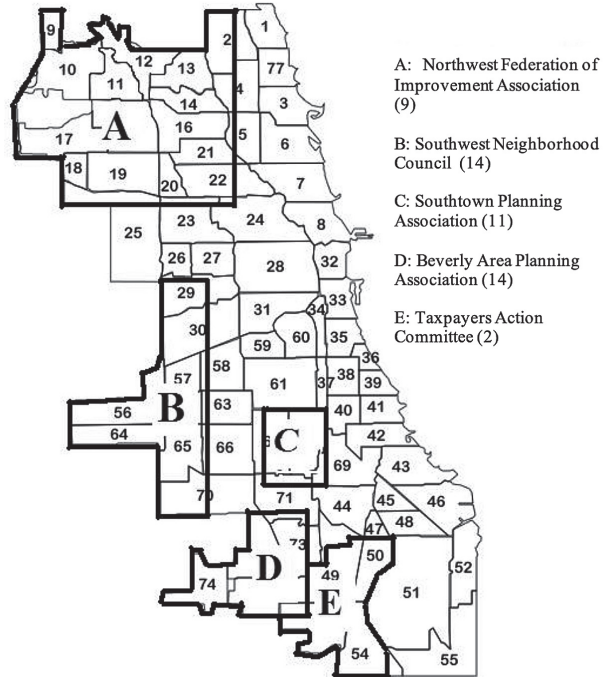
(17) CCRR, *The Negro in Chicago: A Study of Race Relations and a Race Riot in 1919* (Chicago: University of Chicago Press, 1922; reprint, New York: Arno Press, 1968), 122-129.

(18) Michael Jones-Correa, "The Origins and Diffusion of Racial Restrictive Covenants," *Political Science Quarterly* 115, no.4 (Winter 2000/2001), 544-551; Robert C. Weaver, *The Negro Ghetto* (New York: Russell & Russell, 1948), 231-256.

(19) *Chicago Defender*, January 14, 1939; Janice L. Reiff, "Racial Restrictive Covenants on Chicago's South Side in 1947," in *The Encyclopedia of Chicago*, 205.

(20) Philpott, *The Slum and the Ghetto*, 181-198.

図1 シカゴで活発な五つのネイバフッド向上協会連合体の境界線



注：( ) 内の数字はミクヴァが調査した 108 の向上協会の中で判明している団体の数だが、実際にはもっと多くの団体が広域の地域連合体に所属していると考えられる。

出典：“Map 3 The Boundaries of Chicago’s Most Active Regional Federations of Improvement Associations,” in Zorita Wise Mikva, “The Neighborhood Improvement Association: A Counter-Force to the Expansion of Chicago’s Negro Population,” (MA Thesis, University of Chicago, 1951), 79 に加筆修正。

白人居住区の人種的同一性を保つことに心血を注いだのである。

黒人入居を防ぐ手段として制限的不動産約款と共に増加したのが、居住地域のコミュニティの団結と向上を目指したネイバフッド向上協会 (Neighborhood Improvement Association) である。ネイバフッド向上協会は、住宅所有者組合 (Home Owner’s Association) や資産所有者協会 (Property Owner’s Association) など様々な形態があるが、共通点はコミュニティの向上を目指し、資産価値を守ることに重点を置くことであった<sup>(21)</sup>。多くの団体が広域で規模の大きい他団体と連帯関係にあった。運営資金は基本的に会員費だが、多くが企業献金や寄付に依拠している。図1はシカゴで活動的な五つのネイバフッド向上協会連合体の地理的境界線を表したものである (1951年)<sup>(22)</sup>。

Cのサウスタウン計画協会、Dのベブリー地域計画協会、そしてEの納税者活動委員会の連合体が集中する地域は、黒人コミュニティに隣接しており、黒人流入に対して強く警戒していた。こうした団体が積極的に白人住民に呼びかけて、各コミュニティの団結を促していた。つまり、

(21) Zorita Wise Mikva, “The Neighborhood Improvement Association: A Counter-Force to the Expansion of Chicago’s Negro Population,” (MA Thesis, University of Chicago, 1951), 22-24; Vose, *Caucasians Only*, 8-9, 58-59, 77, 223-225; Robert Fisher, *Let the People Decide: Neighborhood Organizing in America* (New York: Twayne Publishers, 1994), 79-97.

(22) Mikva, “The Neighborhood Improvement Association,” 46, 63-71. ミクヴァは論文に年代を明記していないが、彼女の論文は1951年に発表されたので1951年までと捉える。

CREB, 制限的不動産約款, そしてこのネイバフッド向上協会の三つが一体となることで, 「白人」の居住区を維持しようと努め, 黒人入居者を排除していたのである。

白人住民と CREB による黒人の流入への抵抗に対して, NAACP は綿密な調査によって対抗した。1929 年 1 月 11 日, イングルウッド (図 1 では C の地域) で住宅の人種隔離を推進する資産所有者協会の集会に, いわゆるパッシングが可能な肌の色が薄く「白人」としても通用する NAACP の「黒人」職員が潜入調査を行った。この集会の中で, CREB の代表と自称するキャロル (Carroll) と名乗る男性が, 「爆弾による黒人排除は失敗してきたが, コリガン判決 (1926 年) は神からシカゴのノルディック人種に与えられたものである」と発言した。そして黒人がどこかに住む権利は認めつつも, 黒人が今後も白人居住区に「侵入」してくると聴衆を煽った。集会では「63～69 番通り, ハルステッド (Halstead) からラシーン (Racine) 通りの区域 (全てイングルウッド地域) はノルディック人種の領地であり, 黒人の侵入から死守しなければならない」という主張もされていた<sup>(23)</sup>。

しかし, 人種主義的な白人の抵抗に対して, 1920 年代の法廷闘争以外の NAACP の活動が, 住宅環境の改善を直接的にもたらすことはほとんどなかった。この集会のキャロルと名乗る男の発言に対して, NAACP は CREB に書面で抗議した。この抗議に対して, CREB はキャロルという名前の人物が 3 名 CREB に在籍することを認めた上で, 特定することは避けた。その上で, もしこの内の誰かが資産所有者協会の集会に参加していたとしても, その活動は個人的なものであり CREB の公式見解ではないと弁明した<sup>(24)</sup>。1910 年代後半から 1920 年代にかけて, NAACP シカゴ支部に代表される黒人エリートや指導者は, 自分たちの立場を明確に主張するようになっていた。しかし, 彼らの活動が今回のような事件で世論に訴えて社会運動へと引き上げるまでには至らなかったのである<sup>(25)</sup>。

住宅状況の改善を目指した黒人の活動に転機が訪れたのは, 1930 年代に入ってからであった。その背景には三つの関連する要因がある。第一に, 1920 年代から 1930 年代の黒人人口の増加があげられる。次頁表 1 は 1870 年から 1960 年までのシカゴの人口変化を表しているが, 「黒人の大移動」の中でも 1920 年から 1930 年の 10 年間で黒人人口は倍以上に急増していた。これまで見てきたように, シカゴの黒人は限定された黒人居住区に過密状態で生活していた中で, 白人が多数を占める居住区に黒人中産階級を中心に徐々に移動していたが, この時期の人口増加は, 制限的不動産約款などで黒人を押しとどめておくことを物理的にも不可能にした<sup>(26)</sup>。その結果, 制限的不動産約款の契約が締結された地域にも黒人は進出し, これまで以上に黒人居住区が拡大していくことに

(23) “Immediate Releases, N.A.A.C.P. Investigator Attends Chicago Segregation Meeting,” August 18, 1929, in Papers of the NAACP, Part 5, reel 1.

(24) “Letter to Mr. Walter White,” January 30, 1929, in Papers of the NAACP, Part 5, reel 1.

(25) Christopher Robert Reed, *The Chicago NAACP and the Rise of Black Professional Leadership, 1910-1966* (Indianapolis: Indiana University Press, 1997), 44-89.

(26) Andrew Wiese, *Places of Their Own: African American Suburbanization in the Twentieth Century* (Chicago: University of Chicago Press, 2004), 143-163; James N. Gregory, “The Second Great Migration: A Historical Overview,” in *African American Urban History since World War II*, eds. Kenneth L. Kusmer and Joe W. Trotter (Chicago: University of Chicago Press, 2009), 19-38.



表1 シカゴの人口変化 (1870-1960)

年	白人 (nb * <sup>1</sup> )	割合 (%)	白人 (fb * <sup>2</sup> )	割合 (%)	黒人	割合 (%)
1870	150,858	50.5	144,423	48.3	3,691	1.2
1880 * <sup>3</sup>	496,495	-	-	-	6,480	1.3
1890	635,370	57.7	449,628	40.9	14,271	1.3
1900	1,081,720	63.6	585,420	34.5	30,150	1.8
1910	1,357,840	62.2	781,217	35.7	44,103	2.0
1920	1,783,687	66.0	805,482	29.8	109,458	4.1
1930	2,281,316	67.6	855,777	25.3	233,903	6.9
1940	2,441,859	71.9	672,705	19.8	277,731	8.2
1950	2,585,467	71.4	526,058	14.5	492,265	13.6
1960 * <sup>3</sup>	2,712,748	76.4	-	-	812,637	22.9

\* 1 nb : native born (アメリカ生まれ).

\* 2 fb : foreign born (外国生まれ).

\* 3 1880年, 1960年の白人はアメリカ生まれと外国生まれの両方をカウント。

出典 : Philip M. Hauser and Evelyn M. Kitagawa, *Local Community Fact Book for Chicago, 1950* (Chicago: Chicago Community Inventory, University of Chicago, 1953), 2, table D; Evelyn M. Kitagawa and Karl E. Taeuber, *Local Community Fact Book of Chicago Metropolitan Area 1960* (Chicago: Chicago Community Inventory, University of Chicago, 1963), 9, table 1-2 より作成。

なった。

第二に、1929年の大恐慌は思わぬかたちで黒人の住宅獲得の可能性を広げていた。1920年代は住宅建築数が1925年をピークに下降し、住宅ブームが下火に入った時期であった。こうした状況の中での大恐慌は、住宅市場にさらに追い打ちをかけた。住宅建設数の伸び悩みと大恐慌は投資家の足を引っ張り、そのまま住宅市場の停滞を招くことになる。これに危機感を抱いた不動産業界は、ハーバート・フーヴァー大統領の協力を得ながら住宅市場の巻き返しを図ったが、直ちに効果が出るはずもなかった。大恐慌はもともと高い黒人の失業率に拍車をかけ、例えばニューヨークのハーレムの黒人の失業率は66パーセントにも及んだ<sup>(27)</sup>。しかし、シカゴでは大恐慌によって持家を処分せざるを得ない白人世帯が増え、買い手不足による住宅価格の低下によって、黒人の住宅購入や賃貸が可能になった。ここに「黒人の大移動」によって新たに形成されつつあった黒人市場でビジネスに成功した黒人や、もともと専門職に就いていた黒人中産階級が進出した。ワシントン・パーク近隣では、1930年代に半値以下に地価が下がり、制限的不動産約款があったにもかかわらず、黒人の進出は加速した。中には生活に困って賃料収入を期待する白人家主から、不動産エージェントを通して黒人に賃貸を懇願する場合もあった<sup>(28)</sup>。このように、シカゴでは大恐慌によって黒人の住宅空間が広がった地域もあった。

(27) Gail Radford, *Modern Housing for America: Policy Struggling in the New Deal* (Chicago: University of Chicago Press, 1996), 86-89, 150; Jeffrey M. Hornstein, *A Nation of Realtors®: A Cultural History of the Twentieth-Century American Middle Class* (Durham: Duke University Press, 2005), 146-149.

(28) Drake and Cayton, *Black Metropolis*, 430-469; Frederick B. Lindstrom, "The Negro Invasion of the Washington Park Subdivision," (MA Thesis, University of Chicago, 1941), 21-26.

第三に、大恐慌後のニューディール政策によって、黒人はこれまでとは異なるかたちでより良い住宅を得る可能性が生じた。ニューディール政策の一環として設立された公共事業局（Public Works Administration, 以下 PWA と略記）は、全国に 51 の公営住宅を建設した。この公営住宅が黒人の住宅問題を緩和する新たな選択肢として登場した。その後、1937 年住宅法が可決されたことによって、連邦補助金のもとで公営住宅の建設が促進されることになった<sup>(29)</sup>。特にシカゴではシカゴ住宅局（Chicago Housing Authority, 以下 CHA と略記）の行政長官エリザベス・ウッド（Elizabeth Wood）が公営住宅を通じた人種統合政策を推進しようとしていたので、CHA は住宅不足に悩むシカゴの黒人にとって重要な存在となっていた。1930 年代は黒人の住宅環境に変化が訪れた時代と言える。

徐々にではあるが住宅を入手する機会が増えていく中で、NAACP も制限的不動産約款を撤廃する活動に力を入れ始め、一つの裁判判決を勝ち取った。NAACP シカゴ支部は 1936 年以降、黒人の居住権が最も優先されるべき重要な権利であるという運動を展開し始めていた<sup>(30)</sup>。その NAACP シカゴ支部が深く関与した裁判闘争が、1940 年に連邦最高裁判所で争われた「ハンズベリー対リー（*Hansberry v. Lee*）」判決である。この裁判は 1937 年に不動産業を営んでいた黒人のカール・A・ハンズベリー（Carl A. Hansberry）が、ワシントン・パークの白人が多数居住しているアパートに移転し、近隣住民から制限的不動産約款を理由に訴えられたことが発端である。ビジネスに成功した黒人中産階級のハンズベリーは、長年 NAACP シカゴ支部で活動をしており、より良い生活環境を求めて不動産約款の法的障壁に挑戦した<sup>(31)</sup>。クック郡巡回裁判所とイリノイ州最高裁判所では、住民側の主張が通ってハンズベリーは敗訴していたが、1940 年に上告した連邦最高裁判所の判決ではハンズベリー側が逆転勝利した。当該区域の制限的不動産約款の規定では契約区域の家主の 95 パーセントの署名が必要だが、実際は 54 パーセントの家主しか署名していなかった。ハンズベリーの弁護団のアール・B・ディッカーソン（Earl B. Dickerson）は、それまでは制限的不動産約款の違法性を訴えていたが、連邦最高裁ではこの署名の問題点を突いて制限的不動産約款の無効を主張する戦略にでた。その結果、連邦最高裁判所ではその主張が通り、ハンズベリーは購入したアパートに戻ることができたのである<sup>(32)</sup>。

しかし、この判決は制限的不動産約款の技術的な不手際によって原告のハンズベリーの主張が通ったのであり、制限的不動産約款それ自体の違法性を問うまでには至らなかった。したがって、同判決後も制限的不動産約款は継続されており、研究者の間でも判決の画期性はほとんど指摘され

(29) Devereux Bowly, Jr., *The Poorhouse: Subsidized Housing Chicago, 1895-1976* (Carbondale: Southern Illinois University Press, 1978), 19-26; Radford, *Modern Housing for America*, 99-102; 中島醸「ニューディールにおける 1937 年合衆国住宅法の歴史的位置」『歴史学研究』No.773 (2003 年 3 月), 36-51 頁。

(30) “Letter to Mr. Joel Spingarn from A. C. MacNeal,” June 30, 1937, in Papers of the NAACP, Part 5, reel 1; Reed, *The Chicago NAACP and the Rise of Black Professional Leadership, 1910-1966*, 100.

(31) Stephen Grant Meyer, *As Long As They Don't Move Next Door: Segregation and Racial Conflict in American Neighborhoods* (Lanham: Rowman & Littlefield Publishers, Inc., 2000), 56; Plotkin, “Deeds of Mistrust,” 140-147.

(32) “*Anna M. Lee, et al v. Paul A. Hansberry, et al*, Complaint to Enforce Restrictive Agreement, Injunction and Other Relief,” Circuit Court of Cook County, June 7, 1937 in Papers of the NAACP, Part 5, reel 1-1; Reed, *The Chicago NAACP*, 120; *Hansberry v. Lee*, 311 U.S. 32 (1940).

ていない<sup>(33)</sup>。にもかかわらずこの判決が重要なのは、その後の制限的不動産約款の撤廃に向けて NAACP の活動に拍車をかけたことにある。1940 年代にかけて、ハンズベリー判決後に NAACP はシカゴ、ニューヨーク、ペンシルヴェニアなどの地域で制限的不動産約款に対して 30 件以上の訴えを起こした。そして、こうした裁判案件の中で最高裁判所まで持ち込まれたのが、1948 年「シェリー対クレーマー判決」である<sup>(34)</sup>。

### 3 「シェリー対クレーマー」判決とその後の人種関係

連邦最高裁判所による 1948 年の「シェリー対クレーマー」判決は、1945 年にセントルイスで争われた判決に起因する。機械工として小さな工場で働いていた黒人 J・D・シェリー (J. D. Shelley) とその家族は、制限的不動産約款が締結されている白人が多数居住する地域の家を購入した。その後シェリーは、その地域のネイバフッド向上協会であるマーカス通り向上協会 (Marcus Avenue Improvement Association) に、制限的不動産約款を理由に訴えられた。原告名は、両親の名前で制限的不動産約款が締結されていたファーン・クレーマー (Fern Kramer) とルイス・クレーマー (Louis Kramer) からとられた。セントルイス巡回裁判所は制限的不動産約款に十分な署名がないことと、シェリー一家に制限的不動産約款について事前に通達されていなかったことを理由に、制限的不動産約款の無効を言い渡した。ところがクレーマーはすぐに上訴し、ミズーリ州最高裁判所は制限的不動産約款の有効性を認めてセントルイス巡回裁判所の判決を覆した<sup>(35)</sup>。これに対してシェリーは上訴し、ミシガン州デトロイトで同様の件で争われていた「マギー対サイプス (*McGhee v. Sipes*)」と共に、連邦最高裁判所で制限的不動産約款の是非が争われた。1948 年 3 月、連邦最高裁判所は、制限的不動産約款が憲法修正第 14 条の平等保護の規定に違反するという判断を下した。その結果、これまで黒人を排除し続けてきた制限的不動産約款は、ついに法的に撤廃されることになった<sup>(36)</sup>。

裁判の中でのシェリー夫妻とネイバフッド向上協会の証言は、制限的不動産約款が厳格に履行されていなかったことを表していた。妻のエセル・シェリーは、入居したラバディー通りの住宅に制限的不動産約款があったことを知っていたかどうか質問されると、その存在を知らなかったと答えている。また、他にもこの地域に黒人が住んでいたのも、制限的不動産約款はないと思っていたと彼女は答えている<sup>(37)</sup>。したがってシェリー夫妻は、積極的に制限的不動産約款の廃止に向けて挑戦したわけではなかったことがこの証言から理解できる。さらにマーカス通り向上協会のメンバーの

(33) Reed, *The Chicago NAACP*, 120.

(34) Meyer, *As Long As They Don't Move Next Door*, 57-63, 92; *Shelley v. Kraemer*, 334 U.S. 1 (1948).

(35) "*Kraemer v. Shelley*, Supreme Court of Missouri, Decision by James M. Douglas," December 9, 1946 in Papers of the NAACP, Part 5, reel 22-2; Meyer, *As Long As They Don't Move Next Door*, 92; Vose, *Caucasians Only*, 100-121.

(36) *Shelley v. Kraemer*, 334 U.S. 1 (1948).

(37) "Transcript of Record, Supreme Court of the United States, No.72, J. D. Shelley, Ethel Lee Shelley, His Wife, and Josephine Fitzgerald, Petitioners, vs. Louis Kraemer and Fern W. Kraemer, His Wife," (October, 1947), 118-129.

証言によると、この不動産約款の規定についても同地域の白人住人の間で統一した理解があったわけではなく、いかに不明確なプロセスで約款が締結されていたかを表していた<sup>(38)</sup>。

今回の裁判で NAACP は、これまで採用していなかった新たな戦術を採用した。NAACP は、今回の裁判の中で社会経済的データを用いて人種隔離がもたらす弊害を法廷弁論の中に組み込んだ<sup>(39)</sup>。その背景には、NAACP にはルイス・ワース (Louis Wirth) のようなシカゴ大学のシカゴ社会学の専門家、ワシントン DC にあるハワード大学コネクションといった、研究者との人的つながりがあった。実際に戦術を練る NAACP の会議では社会学データの必要性が議論され、ワースやウィーヴァーなどの経済学者や社会学者の論文や報告書が重視された<sup>(40)</sup>。こうした人文社会学知の援用は、NAACP の戦術としてその後も続けられていくことになる。

NAACP にとって追い風だったのが、トルーマン政権の人種隔離撤廃に向けた努力であった。NAACP のウォルター・ホワイトは、トルーマン大統領と制限的不動産約款の不条理について話し合い、人種問題の解決に向けて大統領が努力するという言質を取っていた。しかし、ホワイトは大統領がこの問題にすぐに取り組むとは思っていなかった。ところがトルーマン大統領は、黒人退役軍人に対する暴行事件に対して迅速に対応したように、これまでのどの大統領よりも積極的に人種問題に取り組んでいた<sup>(41)</sup>。トルーマン大統領は、1946 年に大統領行政命令 9808 を発動して公民権委員会を設立し、翌年には「これらの権利を守るために (“To Secure These Rights”)」と題する報告書を発表することで、黒人の権利を尊重する姿勢を示したのである<sup>(42)</sup>。

また、住宅問題に対するトルーマン政権の立場は、訟務長官フィリップ・パールマンの声明に表されていた。連邦政府の法的立場を弁護する訟務長官のパールマンは、「シェリー対クレマー」判決に合わせて政府としての見解を示し、声明の中で人種・信条・肌の色で住宅を制限するような機関には連邦資金は提供しないと述べた。これにより、トルーマン政権は制限的不動産約款を用いて FHA のローンは利用させないという立場を示した<sup>(43)</sup>。

トルーマン政権の方針に対して困惑したのは FHA であった。パールマン声明後、FHA には多くの不動産業者や銀行から資金提供が受けられるのかどうか問い合わせがあり、FHA はこれまで通り影響がないと伝えていた。しかし、政府の立場と異なる姿勢を連邦機関である FHA が貫くこ

---

(38) Ibid., 20-53.

(39) Gonda, *Unjust Deeds*, 137.

(40) “Minutes of Meeting NAACP Lawyers and Consultants on Methods of Attacking Restrictive Covenants,” NY, September 6, 1947, 6-7, in Papers of the NAACP, Part 5, reel 22.

(41) Gonda, *Unjust Deeds*, 163-165; Richard Gergel, *Unexamined Courage: The Blinding of Sgt. Isaac Woodard and the Awakening of America* (New York: Picador, 2019); 武井寛「なぜ BLM 運動と警察改革が大きな争点となったのか? ——人種関係の変化から」山岸敬和・岩田伸弘編著『激動期のアメリカ——理論と現場から見たトランプ時代とその後』(大学教育出版, 2022 年), 42-43 頁。

(42) Michael R. Gardner, *Harry Truman and Civil Rights: Moral Courage and Political Risks* (Carbondale: Southern Illinois University Press, 2003).

(43) “Statement by Solicitor General Philip B. Perlman at Luncheon Session of State-Wide Conference of New York State Committee on Discrimination in Housing,” (December 2, 1949), in Folder “Racial Restrictive Covenants, 1949,” Box 6, Commissioner’s Correspondence and Subject File, 1938-58, RG31 Records of the Federal Housing Administration, NARA.

とはできなかった。ついに1950年2月15日以降、FHAも制限的不動産約款を用いる不動産業者と取引がある場合には、連邦資金の援助をしないことになった<sup>(44)</sup>。

では住宅の人種隔離の象徴であった制限的不動産約款を禁止した連邦最高裁判所の判決は、アメリカ社会にどれほどの影響を与えたのだろうか。NAACPを中心とする多くの黒人がこの判決を喜んだ一方で、現状がすぐに変化するとは信じていなかった。ウォルター・ホワイトは今回の最高裁判所の判決に喜びつつも、人種隔離に対する戦いが継続することを訴えた。また、ロスアンゼルスで制限的不動産約款の反対運動を牽引してきたNAACPのローレン・ミラーは、黒人の住宅不足の緊急性を訴えつつも、判決後に状況が直ちに変わらず、慣習はすぐには無くならないと説いていた。さらに、法曹界の同判決に関する批評の多くは、司法権力が制限的不動産約款に介入する点を批判していた<sup>(45)</sup>。

「シェリー対クレイマー」判決に対する白人の反応は様々であったが、ネイバフッド向上協会を中心に判決に抵抗する活動が目立っていた。シカゴのサウス・サイドのハイドパークという地域では、白人のネイバフッド向上協会が黒人の流入に対して抵抗し始めた。同地域は黒人排除が活発な地域でもあり、ハイドパークコミュニティ計画協会（Hyde Park Community Planning Association）という組織を新たに創設して、黒人の流入に対して引き続き抵抗する白人住民もいたのである<sup>(46)</sup>。

表2はミクヴァが調査したシカゴのネイバフッド向上協会のデータだが、ネイバフッド向上協会の創設年代に注目すると興味深い。彼女の調査では創設年代は団体の自己申告になっており、108団体中69団体が創設年代に返答している。その中で1940年代に26団体、1948年以前に16団体が創設された。返答した団体の全体割合から考えると、1940年代にネイバフッド向上協会がいくかに多く誕生し、黒人排除を正当化できた制限的不動産約款が白人住民にとって重要な砦であったことが理解できる<sup>(47)</sup>。

表2 ネイバフッド向上協会の創設年代

創設年代	団体数
1900年代以前	1
1900年代	2
1910年代	2
1920年代	3
1930年代	5
1940年代以前	9
1940年代	26
1948年代以前	16
1950年代	5
合計	69

出典：“Table 1 Date on One Hundred Eight Improvement Associations Operating in All-White Communities in Chicago,” in Mikva, “The Neighborhood Improvement Association,” 49-62より108団体中に返答があった69団体の創設年代（自主報告）。

(44) “From Franklin D. Richards to Edward M. Scott,” (May 20, 1952), Folder “Racial Restrictive Covenants, 1950-1953,” Box 6, RG31 Records of FHA, NARA.

(45) “Address by Walter White,” June 27, 1948, reel 12 in Papers of NAACP, Microfilm Edition, Part 1, 1909-1950: Meeting of the Board of Directors, Records of Annual Conferences, Major Speeches, and Special Reports; “Address by Loren Miller, Esq., at the 40th Annual Conference of the NAACP,” July 13, 1949 in Papers of the NAACP, reel 12; Klarman, *From Jim Crow to Civil Rights*, 215-216.

(46) Mikva, “The Neighborhood Improvement Association,” 7-21.

(47) *Ibid.*, 49-62.



制限的不動産約款を死守する姿勢はシカゴに限られたことではなく、全国的にも起こっていた。例えば西海岸のカリフォルニア州では、オークランドとロスアンジェルスなどの地域で判決後も制限的不動産約款が継続していた<sup>(48)</sup>。ローレン・ミラーがいみじくも指摘したように、古い慣習が直ぐに消え去ることはなかったのである。むしろ、不動産業界では判決に対する反発を強めていた。ロスアンジェルス不動産評議会は、全国不動産評議会に新たな約款の必要性を説き、黒人が白人居住区に「侵入」することで資産価値が低下することを強調した。さらに、FHAも1950年まで制限的不動産約款を容認していたのである<sup>(49)</sup>。

しかし、それでも「シェリー対クレマー」判決は、第二次世界大戦後のアメリカ社会の変化の中で大きな意味を有していた。第二次世界大戦後、世界を二分した強力な対立軸は東西の冷戦であった。国務省はアメリカ国内の人種差別がいかに関外交政策に悪影響を与えるか、トルーマン政権に忠告し続けた。彼らはソ連のプロパガンダに利用されることを恐れており、「シェリー対クレマー」判決も注視していた。その後の公民権運動で顕著になってくるが、東西の冷戦はアメリカの人種関係を考える上で看過できない要因であり、最高裁判所の判決に対して少なからず影響を与えていたと言える<sup>(50)</sup>。

## おわりに

「シェリー対クレマー」判決の最も重要な点は、私的な契約である制限的不動産約款を州の裁判所が容認していても、憲法修正第14条を根拠に破棄できると連邦最高裁判所が命じた点にある<sup>(51)</sup>。実際に同判決のおかげで審議中の事案が逆転して、制限的不動産約款を食い止めたニューヨークの「ケンプ対ルビン (*Kemp v. Rubin*)」判決などの例もある。また、「シェリー対クレマー」判決は、黒人以外のマイノリティにも新たな住宅の機会を与える先例となった。ロスアンジェルスでは、日系や中国系などのアジア系が法的な人種秩序に挑戦し、1950年代前半までに徐々にコミュニティを拡大させていた<sup>(52)</sup>。

「シェリー対クレマー」判決後のシカゴでも、住宅を求める黒人に変化をもたらした。サンダーたちの研究によると、シカゴにおいて1940年から1949年の間に住宅を求める黒人が制限的不

---

(48) Scott Kurashige, *The Shifting Grounds of Race: Black and Japanese Americans in the Making of Multiethnic Los Angeles* (Princeton: Princeton University Press, 2008), 232-241; Robert O. Self, *American Babylon: Race and the Struggle for Postwar Oakland* (Princeton: Princeton University Press, 2005), 105.

(49) "To Mr. Herbert U. Nelson from Philip M. Rea," August 10, 1948, in Mikva, "The Neighborhood Improvement Association," Appendix B, 118-119.

(50) Mary L. Dudziak, *Cold War Civil Rights: Race and the Image of American Democracy* (Princeton: Princeton University Press, 2000), 91-92.

(51) 宮下紘「ステイト・アクション法理における公私区分再考(1)」『一橋法学』第5巻第3号(2006年11月), 962-963頁。

(52) Martha Biondi, *To Stand and Fight: The Struggle for Civil Rights in Postwar New York City* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 2003), 121; Charlotte Brooks, *Alien Neighbors, Foreign Friends: Asian Americans, Housing, and the Transformation of Urban California* (Chicago: University of Chicago Press, 2009), 159-193.

不動産約款のある地域に移動することはほとんどなかったが、1949年から1950年の間では、制限的不動産約款のあった近隣の白人地域に移動する黒人が増えていた<sup>(53)</sup>。従来は、第二次世界大戦後の郊外の発展によって、都市部にいた多くの白人が郊外に移動し、その空いたところに黒人が進出したと言われていた。しかしシカゴにおいては、都市部の白人人口も他の都市部と比較してもそこまで多く郊外に移動したというわけではなかった。したがって、シカゴでは「シェリー対クレマー」判決以降、近隣の白人居住区へ移動が可能となり、住宅を求める黒人に与えた影響は少なからずあったと言えるだろう<sup>(54)</sup>。

公民権団体に対する影響という点では、「シェリー対クレマー」判決はNAACPの戦術を進化させたと言える。なによりも今回の勝利は、NAACPの法律専門家に憲法修正第14条である、「法の下での平等保護」条項に立脚した戦術の可能性を高めた。また、前述した人文社会科学知の援用は、その後のNAACPの法廷闘争戦術に組み込まれていった。こうしたNAACPの戦術で最も有名な例が、1954年のブラウン判決におけるケネス・B・クラークの「ドール・テスト」である。「シェリー対クレマー」判決の経験が、後の人種隔離教育の撤廃に向けた活動の下地を築いたことは間違いない。

ただし、今回の勝利がアメリカにおける住宅の人種隔離の撤廃に向けた社会運動につながったかと言うと、大衆的な運動とはならなかった。この時代の住宅問題は、まだ数ある多くの社会問題のうちの一つという見方が強かった。ただし、1950年代の公民権運動の時代にシカゴの黒人が取り組んだ問題は、公立学校の人種統合の問題であった。当時の公立学校は、「ネイバフッド・スクール・ポリシー」によって居住地域の近隣の学校に通学しなくてはならなかった。そして公立学校の問題の多くが、白人と黒人の居住区の境界地域で起きていた。すなわち、居住区の人種構成は学校の人種構成に反映される可能性が高かったことを意味する<sup>(55)</sup>。20世紀中頃の北部都市において、公立学校の人種隔離の問題は住宅の人種隔離の問題と切り離せなかった。その後、シカゴの公民権団体は公立学校の問題から、住宅差別撤廃問題へと発展させていった。マーティン・ルーサー・キング・ジュニア牧師の協力を得て、シカゴの公民権団体が住宅問題に取り組むのは、1966年になってからである。

1948年の「シェリー対クレマー判決」は、人種隔離を推進していたアメリカの住宅制度を考える上で一つの転機となっていた。ここに19世紀末から続いていた人種に基づいた法的な排除の規定は、20世紀中頃に一応のピリオドを打つことになったのである。

（たけい・ひろし 岐阜聖徳学園大学外国語学部准教授）

#### 【付記】

本研究はJSPS科研費18K12544の助成を受けたものです。

(53) Sander, Kucheva, and Zasloff, *Moving toward Integration*, 77-79.

(54) Ibid., 80.

(55) 武井寛「北部都市における公立学校の人種隔離撤廃運動——一九六〇年代のシカゴを事例にして」『一橋社会科学』5号（2008年12月）、213-236頁。